

2012年9月6日

## 当社建築士の行政処分について

この度、当社設計事務所が2000年から2006年にかけて建築確認申請を行なった8物件について、構造設計の一部を、外部の一級建築士事務所に委託していたところ、その一部に不整合があったとして、当時、当社設計事務所の責任者であった管理建築士3名が、建築確認申請書に設計者として記名押印したことをもって業務停止処分を受けることとなりました。関係者の皆様方には大変ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、構造設計業務を外注する場合においても、構造基準を満たすようポイントを設けた内部チェックを実施し、建物の安全性を確認しておりました。さらに、当該外部一級建築士事務所に発注した物件については全て、当社の構造設計者が再計算を行い耐震性に問題ないことを再確認しております。加えて、特定行政庁の指示もあり、第三者の構造設計事務所において竣工図に基づき再計算を行い、その結果、耐震性に問題がないことは既に確定しております。当社の設計・施工物件にご入居の皆様におかれましても、ご安心いただけますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、今後とも業務管理を徹底し、皆様の信頼にお応えできるよう努力してまいりますので、従前同様、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、3名の建築士は、既に建築士業務には携わっておらず、今回の処分による影響はないものと考えております。

株式会社 長谷工コーポレーション